

宿泊税を活用して実施する事業の方向性について

令和(2025年)7年6月17日
長野県旅館ホテル組合会
副会長 斎藤 宗治

① 納税者や、納税者に直接説明する特別徴収義務者の納得(理解)が不可欠

- ✓ 使途は宿泊環境、滞在環境の充実(向上)に資するものであること
(納税者が受けるサービスや将来のサービスの向上が期待でき意義を実感できるもの)
- ✓ プランの策定に特別徴収義務者を参画させ、かつ共にその成果の検証を行う仕組みとすること(これにより特別徴収義務者が主体性をもって納税者に対する説明が可能となる)
- ✓ 検討は、まずは地域や事業者の声を丁寧に拾ったうえで、必要に応じて県以外の関係者も交えた実務的な議論を行うなど、プレイヤーである現場の視点に立って進めること

② 宿泊環境、滞在環境の充実(向上)を大きな柱として使途を検討すべき

- ✓ 対外的発信やプロモーションは、宿泊や滞在環境とは無関係で、宿泊税の充当は慎重であるべき(既存財源や他の財源を充当すべき)
- ✓ 交通機関へのキャッシュレスシステムの導入や、災害時の避難施設機能等公的機能の整備等は、本来の財源をもって実施するべきであり、いたずらに「観光」というワードに結び付けて使途を拡大しない

③ 既存予算の財源の単なる付替ではなく、新たな展開や充実を図る部分に活用

④ 地域や市町村の主体性が発揮され、長野県全体が底上げされることが重要

- ✓ 県下一律ではなく、地域（市町村）が、目的税としての範囲内でそれぞれの課題に応じて、主体的に実施する内容を決定できること（市町村交付金の使途を限定しない）
- ✓ 市町村においても、基金化するなど中・長期的視点（５年程度）に立って、有効に財源を活用できる仕組みとすること

⑤ 宿泊事業者（徴収義務者）の生産性向上への投資

- ✓ 現場の人材育成への支援
- ✓ DXを推進し、業務効率化と税の運用実績や効果検証に活用できる基盤構築
- ✓ 利便性と社会的責任が相反する分野への支援（ゼロカーボン、フードロス等）